

## 法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人  
北海道大学総長 佐 伯 浩

平成20年4月30日付けで開示請求のあった法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、追加して開示することと決定したので通知します。

ただし、平成20年6月17日付け海大第1-1-3号「法人文書開示決定通知書」及び平成20年7月29日付け海大第1-1-4号「法人文書開示決定通知書」にて通知した法人文書を除きます。

## 記

## 1 開示する法人文書の名称

①「過去に北海道大学その他研究機関もしくは行政機関がアイヌの墳墓等を発掘するなどにより収集した副葬品に関する北大が所有し又は所有していた資料データ文書及びこれに関する一切」

・アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写)

※平成20年 月 日付け海大第521-2号「法人文書開示決定通知書」にて通知した「アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写)」と同一の文書です。

## 2 不開示とした部分とその理由

## 【不開示部分】

・「アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写)」に記載された内容のうち、「氏名」、「居住地」、「発掘地」、「役職名」等、本学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報

## 【不開示理由】

・法第5条第1号（個人情報）に該当し、法第5条第1号ただし書きイ（慣行公情報）及びハ（職務遂行情報）のいずれにも該当しないことから、不開示と決定いたしました。

## 3 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

| 法人文書の種類・数量等                  | 開示の実施の方法         | 開示実施手数料の額<br>(算定基準) | 法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額 |
|------------------------------|------------------|---------------------|---------------------------|
| ・アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写)<br>A3判 32枚 | ①閲覧              | 100枚までごとにつき100円     | 100円                      |
|                              | ②複写機により複写したものの交付 | 用紙1枚につき10円          | 320円                      |

## (2) 大学において開示を実施することができる日時、場所

日：平成20年9月16日から9月18日まで（土・日・祝祭日を除く。）

時：10時から17時まで（昼休み（12時から13時）を除く。）

場所：事務局1階情報公開室（札幌市北区北8条西5丁目）

## (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」の提出があった日から7日後までに発送可能  
郵送料（見込み額）：390円（定形外、普通）

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道大学総長に対して異議申立てをすることができます。

\* 担当 国立大学法人北海道大学総務部広報課情報公開担当  
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目（電話：011-706-2153）